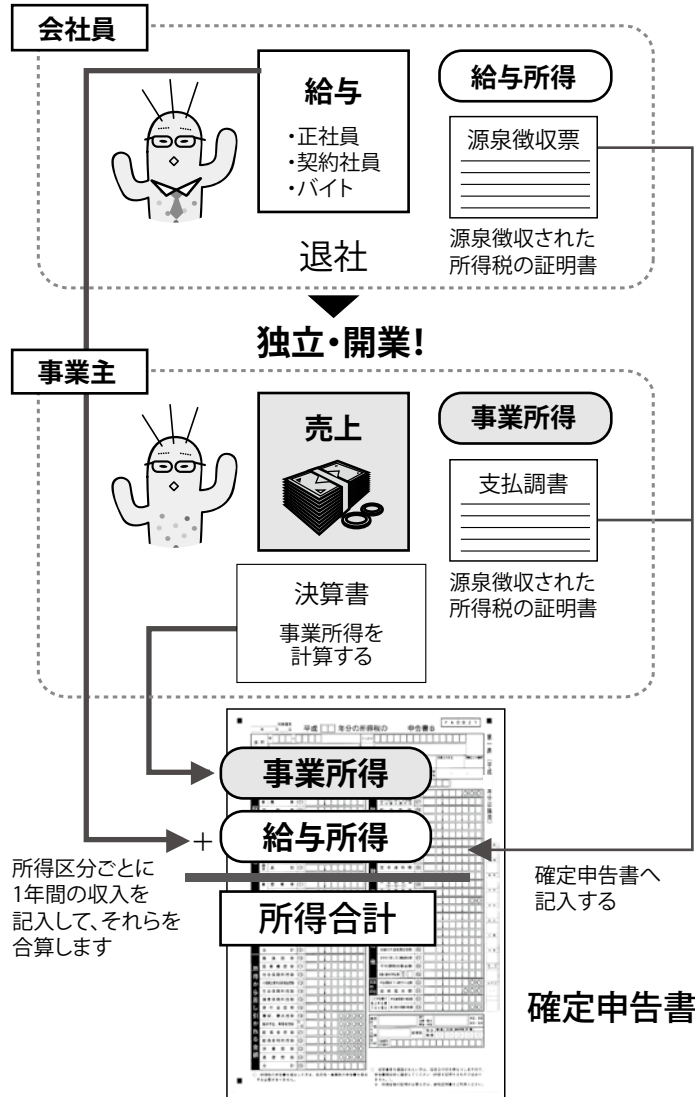


給与所得と事業所得は確定申告書で合算

会社やバイトを辞めて、独立開業した年は、給与収入と事業収入があります。所得の種類が違うため、それぞれ分けて計算します。

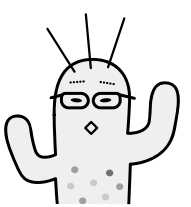


1.5.1 フリーランスで独立開業 バイトからフリーランスへ

- ココがポイント▶
- 給与所得と事業所得を区別する
 - 源泉徴収票を忘れずに！

お給料と事業収入とは、税金の計算が違いため分けて考える

■イラストレーターOさんの場合



某広告制作会社にてイラストレーターとして勤務。正社員ではなく、バイト契約。そろそろ自分の世界で仕事がしたくなってフリーへ。会社を辞めても、仕事は継続的にもらっている。

「1.2 所得の種類で違いが？」でご説明しましたが、所得には10の区分があって、それぞれ税金の計算方法が違います。バイトのお給料は、**給与所得**です。青色申告をする**事業所得**は、独立後の収入(売上)が対象となります。それぞれ分けて所得金額を計算し、確定申告書上で2つを合計、その合計額に対して所得税が課税されます。

バイト先からもらう源泉徴収票を、お忘れなく！

独立後、仕事の代金として受け取るお金は、**報酬**という名目になります(給与ではなく、報酬で受け取るということが、独立した証でもあります)。確定申告に必要となる重要書類に、「**源泉徴収票**」と「**支払調書**」があります。これは、お給料や売上が支払われる時に天引きされた、所得税の金額を証明するものです。給与所得の場合は源泉徴収票という呼び名になり、事業所得の場合は支払調書となります。バイトをしていた会社からは**源泉徴収票**を、忘れずにもらっておいてください。

1.5.2 フリーランスで独立開業 会社を辞めてフリーランスへ

ココがポイント▶

- 独立準備期間の費用も経費になる
- 雇用保険の失業給付金は非課税

“独立しよう！”と決意した日から、 使った費用は開業費として経費にできる

■ Web デザイナー Y さんの場合



某 Web 制作会社で Web デザイナーとして 3 年間、社員として勤務。ステップアップできる会社への転職を決意。雇用保険をもらいながら、就職活動をしたけれど……。いい会社が見つからず、自分のスタイルで仕事をやろうと決意。SOHO ワーカーへ。

会社に勤めていた間の収入は給与所得、独立後の収入は事業所得で計算という部分は、前ページと同じです。退職した会社から源泉徴収票を、忘れずにもらっておきましょう。

また、独立準備中に使った費用は、**開業費** (P.72) として経費にすることができます。先輩の所へ行って、食事をしながら色々相談をした。この時の交通費や食事代も経費にできます。仕事用にパソコンを購入した。これも勿論経費に。交通費はメモして、領収書はキチンととっておきましょう。

雇用保険の失業給付には、税金はかからない

Y さんのケースでは、退職後に再就職を考えていたので、就職活動中に雇用保険を受け取っていました。**失業給付金**は、税金の課税対象ではないので、収入として確定申告書に記入する必要はありません。

■年金

退職すると、厚生年金から国民年金へ変わります。勤務先では、国民年金への切り替え手続まではやってくれません。そのため、国民年金への加入手続は自分で行います。住んでいる市区町村で、退職後 2 週間以内に行います。

※扶養する配偶者がいる場合は、配偶者の変更手続も必要です。

■健康保険

退職による健康保険の切り替えには、次の 3 つの方法があります。1 つ目は、勤務先の健康保険にそのまま 2 年間継続加入する（※退職日の翌日より 20 日以内に手続が必要）。保険料は、それまで会社が負担してくれていた分も自己負担となるため、2 倍（※上限あり）になります。期間が終了した時点で、国民健康保険に加入することになります。

2 つ目は、国民健康保険への加入です。手続は、国民年金と同様に住んでいる市区町村で行います。保険料は、前年の所得金額に対して計算されます。泣きたくなるほど高い保険料になることもあります。2 年間の猶予とは言え、任意継続とどっちがお得か？ 残念ながら、各自治体で、保険料の計算方法が大幅に違うため、調べて試算しないと一概にいえません。どこに住んでいるかで、保険料が違ってきます。

3 つ目は、家族の扶養に入るという方法です。開業準備期間や創業当初、収入が少ない場合は、緊急避難として考えられます。

■住民税

給与から天引きされている税金には、所得税だけでなく住民税もあります。所得税は確定申告で調整しますが、住民税は、前年の所得に対して、1 年遅れで支払っているため、6 月以降に会社を退職した場合は、それ以降の支払いを退職時に一括で支払うか、月々分納していくか選択することになります。

1.5.3 フリーランスで独立開業 会社を辞めずに副業スタート

- ココがポイント▶
- 事業所得の定義
 - 赤字が出たら損益通算

副業を許可する企業が増えている

■ IT エンジニア S さんの場合



システム開発会社に正社員として勤務しているエンジニアの S さん。会社の業績が悪化して仕事量も減少。残業が減り、給与とボーナスもカットされて収入は大幅ダウン。そこで、得意の英語と専門知識を生かして、技術分野の翻訳業を副業でスタート。

企業の経営環境が非常に厳しくなり、昨年からは製造業を中心にリストラが進められています。そんな中、給与が保証できなくなったことで、副業を許可する企業が増えているようです。「サラリーマン＝副業禁止」という時代ではなくなってきました。S さんのように、収入を会社にだけ頼るのではなく、自分で稼ぐ手段を持つとすると、今後増えていきそうです。半独立といえるかもしれません。

サラリーマンの副業 青色特別控除は受けられる？

サラリーマンとして給与所得を得ながら、副業で一定以上の収入がある場合、青色申告をして節税したいものです。問題は、65万円の特別控除が受けられるかどうかです。現在の税法には、会社員であることを理由に、青色申告の控除を受けられないという規定はありません。

分かれ目は、「事業所得」として認められるかどうかになります。そうでないと「雑

所得」の扱いになって、青色申告の対象になりません。「事業所得」の定義は、税法で明確に定義されているわけではありませんが、関連する判例から、事業と見なされる条件をまとめると次のようになります。

■ 事業所得とは

- ・ 自己の責任において独立して営まれていること
- ・ 営利を目的に、継続的に行われていること
- ・ 一般常識的に「事業」と認められるもの

以上の他に、「安定した収入を得ながら、わずかな労力と時間で行ったものは、事業に該当しない」という判例もあることから、給与収入がある場合は、「事業」として認めてもらうのが難しくなりそうです。最終的には、納税する税務署の判断によることとなります。

とはいえ自己申告のため、事業に該当すると思う場合は、管轄の税務署へ「開業届」と「青色申告承認申請書」を提出しましょう。受理されれば、65万円控除を受けるための第一関門クリアになります。

副業で赤字が出たら 税金が戻ってくる!?

事業として認められた場合は、副業で赤字が出ると、その赤字分を「給与所得」から差し引くことができます。これを**損益通算**といいます (P.80)。確定申告で、給与所得に加えて事業所得の赤字を申告すると、給与所得に課税された所得税の一部が戻ってきます。合わせて、住民税も減額分安くなります。

副業の収入額を 会社に知られたくない場合には

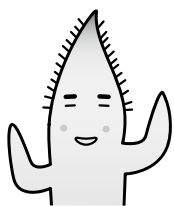
会社が副業を許可しているとはいえ、収入金額を知られたくない、ということもあります。その場合には、確定申告書の第二表の「住民税・事業税に関する事項」の欄で、副業の収入に対する住民税の支払方法を、「給与から差引き(特別徴収)」ではなく、「自分で納付(普通徴収)」する方を選択しておきます (P.213)。

1.5.4 フリーランスで独立開業 定年退職してフリーランスへ

- ココがポイント▶
- 課税所得の対象となるものを確認する
 - 年金は雑所得、事業所得には含めない

定年退職は仕事人生の第2ステージ!

■ ISO コンサルタント K さんの場合



某製造メーカーを定年退職された K さん。在職中に、品質と環境の ISO 取得プロジェクトを長年にわたって担当。その経験から、ISO 取得支援を専門とするコンサルタント業を開業。

定年退職を機に独立される方が増えています。K さんのように、在職中に培った経験とノウハウを他の企業へ提供して、後輩を育てていくことは、とても社会的貢献度の高いお仕事だと思います。

年の途中で定年退職されて開業した場合は、翌年 3 月の確定申告で、給与所得、事業所得、年金（受給している場合）などを合算（P.37）して申告します。給与所得については、年末調整が行われていませんので、税金の還付があります。また、開業間もないため事業所得で赤字が出た場合は、他の所得と相殺（**損益通算**）（P.80）できますので、さらに税金の還付が期待できます。

退職金にかかる税金は？

退職金は、**退職所得**として所得税と住民税がかかります。しかし、老後の生活資金となるため、他の所得よりもずっと税率が低くなっています。勤続年数による特別控除があり、さらに控除後の金額の半分（※）に対して課税されます。

■退職所得の計算式

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \div 2 (\text{※}) = \text{退職所得}$$

※役員勤続年数が 5 年以下の役員退職手当については、2 分の 1 優遇措置は適用されません。

課税対象となる退職所得がある場合は、原則として勤務先がそれを支払う時に所得税と住民税を差し引く（源泉徴収）ことになっていますので、その場合は確定申告する必要はありません。会社へ「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、一律 20% 源泉徴収されています。その場合は、確定申告をして精算します。

年金にも税金がかかる!

公的年金は、**雑所得**として所得税と住民税がかかります（※非課税扱いの年金を除く）。支払いを受ける時に、原則として所得税が天引きされていますので、確定申告で精算することになります。

■雑所得の計算式

$$\text{年金} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得}$$

※控除額は、受け取る人の年齢によって違います。

定年退職後の年金と保険

■年金

60 歳未満の場合は、国民年金への加入手続きを行います。ご本人が 60 歳でも、配偶者の方が 60 歳未満の場合は手続きが必要です。厚生年金に加入して、受給資格を満たしている場合は、老齢厚生年金（または特別支給の老齢厚生年金）を受給することができます。年金は請求しなければ支給されませんので、受給する場合は、社会保険事務所へ**裁定請求書**を提出します。

■健康保険

定年退職後に加入する健康保険には、P.39 に記載した次の 3 つの選択肢があります。

- ・在籍中に加入していた健康保険に継続加入する。
- ・国民健康保険に加入する。
- ・家族の健康保険の被扶養者になる。

また、厚生年金や共済年金の支給を受け始めると、国民健康保険の退職者医療制度の被保険者になるか、在職していた会社の健康保険に「特例退職被保険者制度」がある場合は、そのどちらか有利になる方を選択することができます。